

# 鳥獣被害防止総合対策事業（クマ特別対策事業）における捕獲計画

事業実施主体：美瑛町エゾ鹿被害防止対策連絡協議会

## 1. 目的

本地域においては、令和元年以降クマの目撃や痕跡の報告が増えたことで、その生息域は拡大しているものと推測し、農業被害だけではなく、農業者の人身被害を引き起こす懸念も大きくなっていることから、有害個体の捕獲対策の強化が必要となっている。

このため、本事業により、生息環境管理を基本に状況に応じた効果的な対策を推進することで、クマの個体数の適正化を図ることを目的とする。

## 2. 目標

### (1) 推進方針

美瑛町内全域を捕獲区域として設定し、クマの有害捕獲対策を実施する。

### (2) 目標捕獲頭数

30頭

## 3. 事業実施体制等に係る項目

### (1) 構成市町村、構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
美瑛町	美瑛町農林課	実施事業の総括、捕獲確認（書類）
	J Aびえい営農畜産部	実施事業の総括、支払い
	実施隊（猟友会）	捕獲・出動

### (2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

#### ①捕獲計画の作成段階

美瑛町におけるヒグマ対策について造詣の深い、■■■■氏（元北海道猟友会旭川支部美瑛部会員で長年に渡り熊対策班長として美瑛町のヒグマ対策に寄与。）から、計画案について助言を得る。

#### ②クマの有害捕獲対策の実施・推進段階

■■■■氏から、事業期間の中盤頃にさらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

#### ③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

北海道猟友会旭川支部美瑛部会会長 ■■■■氏から、事業の評価に当たって評価手法及び評価結果について意見聴取する。

## 4. 事業の対象地域内の全ての市町村における①被害防止計画の作成状況、②第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等

①美瑛町鳥獣被害防止計画（第6次）を作成済み（計画期間：令和7年～9年）

②北海道エゾシカ管理計画（第6期）を道が作成済み（令和4年4月～令和9年3月）

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況

美瑛町全域

(2) 生息数

北海道ヒグマ管理計画（第2期）の令和4年の推定個体数を基に、道東・宗谷地域（西部）の推定個体数 3876 頭（上限値）×美瑛町の森林面積 46544.6ha/道東・宗谷地域（西部）の森林面積 1838154.46ha $\div$ 100 頭と推定する。

※森林面積は令和4年度「北海道森林統計」による。

(3) 捕獲と被害状況

令和元年度以降の年度別の被害状況及び捕獲頭数の推移を下表に示す。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	4,034	8,741	319	3,029	6,652	10,671
被害面積(ha)	5.637	2.543	0.6676	4.55160	12.19162	17.919
捕獲頭数(頭)	8	10	7	12	19	9

6. 捕獲の対象地域等（クマ特別対策を実施する位置等を記載）

美瑛町内全域

7. クマの捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。  
また、各捕獲者は、地域が主催する「捕獲者向け人材育成研修会」に参加することとする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

美瑛町内全域

(3) 捕獲方法

銃器、箱わなによる。

(4) 捕獲期間

令和7年7月2日～令和8年3月31日

(5) 捕獲に要する経費

クマ（成獣）について30,000円/頭、及び、出動2,000円/時間を、美瑛町エゾ鹿被害防止対策連絡協議会を通じて交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、市町村の職員、食肉加工施設の職員とする。  
なお、捕獲個体処理方法は、捕獲者による焼却処分を基本とする。

(7) 捕獲目標に対する事業成果の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。また、必要に応じて捕獲の効率化が図られているか、類似の取組事例（近隣で実施されている緊急捕獲事業や指定鳥獣捕獲等事業）と比較して評価する。

(8) その他

特になし

8. 生息環境管理の内容（実施体制、実施内容、実施範囲、ゾーニングの考え方・方針）

○実施体制：美瑛町鳥獣被害防止対策実施隊により行う

○実施内容：問題個体の捕獲、出沒等への出動（パトロール等）、緩衝帯の整備（草刈）

○実施範囲：美瑛町一円

○ゾーニングの考え方・方針：下記により実施する

- ・生息地域：奥山等の地域で、人材育成が目的である場合を除き、問題個体に限り捕獲を行う。
- ・緩衝地帯：生息地域と防除地域の間で、状況に応じた捕獲を行う。
- ・防除地域：農業・林業等の人間活動が行われている地域及びその周辺で、被害防除や作業の安全確保、排除地域への侵入防止のための捕獲を行う。
- ・排除地域：市街地や集落内の住居稠密地域で、安全確保のための捕獲を行う。

9. 追払いの内容

(1) 追払い体制

特になし

(2) 追払いに要する経費（使用機材を含む）

特になし

10. 人材育成活動の内容（具体的な内容を記載）

特になし

11. クマの日当払い及び頭数払いの単位当たりの単価とその財源

頭数払い：60,000円/頭（うち国費30,000円、市町村費30,000円）

日当払い：4,000円/時間（うち国費2,000円、市町村費2,000円）